



令和7年度第2回企業立地審議会

令和7年11月12日（水）午前9時30分～

@長岡京市役所第二委員会室（新庁舎5F）



前回の振り返り

①企業立地施策について

◎ 企業立地促進助成金の制度見直し

- ・ 業種、事業所の区分・要件の見直し
⇒ 《要件の緩和》 「本社」 → 「事業所」
- ・ 「地元雇用」要件の見直し
⇒ 指定要件から地元新規雇用を廃止
⇒ 助成金は継続（地元新規雇用 3人～）
⇒ 条例の目的「雇用機会の創出」は維持
- ・ 「事業所設置」要件の見直し
⇒ 既存事業所の同規模以上の建替を対象に

報告 緑地面積率の規制緩和

長岡京市工場立地法に基づく準則を定める条例

- ◎長岡京市議会9月定例会⇒全会一致で可決
- ◎令和7年10月1日施行

区域	住居・商業地域	準工業地域	工業・工業専用地域
緑地面積率	20%以上	10%以上	5%以上
環境施設面積率 (緑地を含む)	25%以上	15%以上	10%以上
重複緑地算入率	敷地面積×緑地面積率×50%まで		

◆情報発信

- 報道機関
- 建設系業界紙
- 工業系業界紙
- 市内特定工場
- 全日本不動産協会京都府本部
- 京都府宅地建物取引業協会
- 京都府不動産コンサルティング協会
- 外資系不動産事業者

お知らせ

【長岡京市】工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について

2025/9/24

長岡京市では、老朽化施設の更新と投資促進により、市内経済の発展と雇用創出を図るため、工事立地法に基づく準則を定める条例を制定され、令和7年10月1日から施行されます。

この条例は、緑地面積率・環境施設面積率(緑地を含む。)・重複緑地算入率について、国が定める基準内で最大限の緩和を行うものです。

詳しくは、添付の長岡京市広報資料をご覧ください。

見直し方針の中での課題

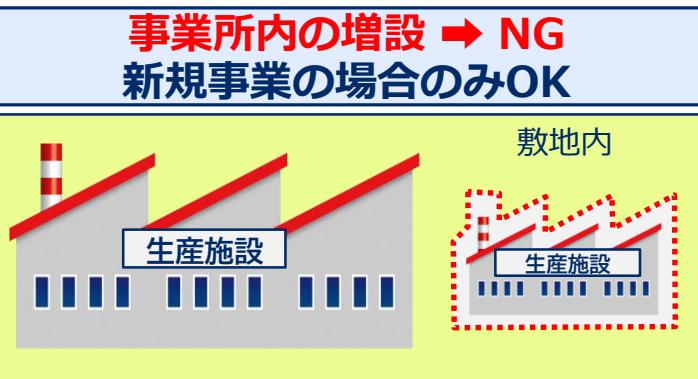
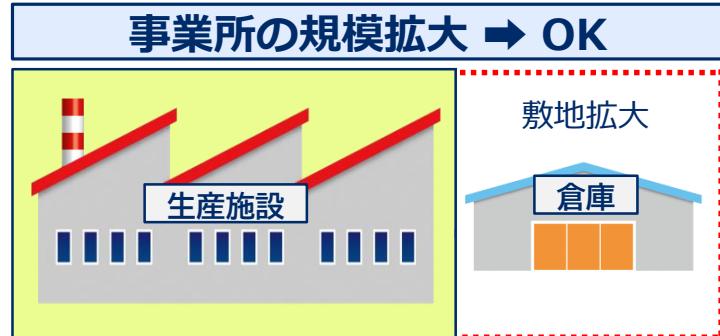
課題

◎ 「事業所設置」要件の見直し
⇒既存事業所の同規模以上の建替を対象に

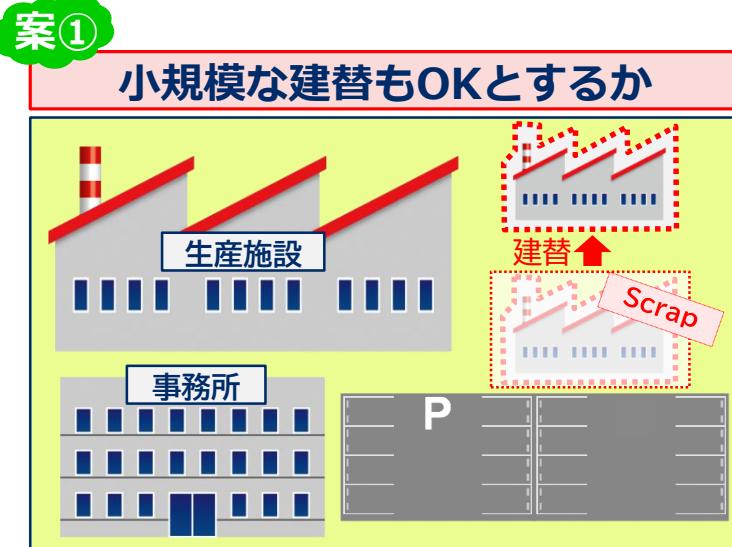
- ・ どういった規模で助成をしていくのか
(対象事業所の規模や財源の担保)
- ・ 事業所内の建替を全て認めていくのか
⇒対象を制限、支援内容の制限

検討 一定規模以上の建替を支援

現行の取扱



見直し案の検討



▼流出防止につながる基準がどこか不明
(1/2超が妥当なのか、事務所・生産施設・倉庫は同取扱でいいのか)

検討 既存企業の建替を広く支援

見直しの
目 的

- ①事業所（建物）の新陳代謝を促進
- ②利用される制度設計



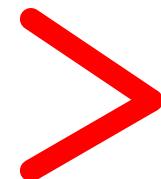
既存企業の建替を広く支援

（建替の規模は問わない（500㎡～のみ））

※間接的な「流出防止」策の一つに。

一方で、得られる効果は同じではない

新規立地



建替



両者で助成金額に差異を設ける

検討 既存企業の建替を広く支援②

現行制度（新規立地）

提案（建替の場合）

種類	交付期間	交付額	交付限度額	建替の場合
事業所初期整備助成金	操業開始年度 又は翌年度	埋蔵文化財発掘調査費 (企業負担分) の1/2以内	1,000万円	交付額 1/2 交付限度額 1,000万円 ※同じ
事業所設置助成金	操業開始年度 又は翌年度	投下固定資産額等の 1/10以内	①先端産業の製造業、情報 関連産業、自然科学研究所 3,000万円 ②その他製造業、物流業、宿 泊業 1,000万円	交付額 1/10 交付限度額 ①1,500万円 ② 500万円
操業支援助成金	最初の固定資産税課税率から3年 度	固定資産税額の 【1年目】75/100 【2年目】50/100 【3年目】25/100	交付期間中の合計額が 5,000万円	固定資産税額の 【1年目】75/100 【2年目】50/100 【3年目】25/100 交付期間中の合計額が 2,500万円
地元雇用促進助成金	操業開始年度の翌年度 から4年度	地元新規雇用者の増加数毎に 【障がい者】40万円 【正規雇用者】30万円 【その他雇用者】10万円	交付期間中の合計額が 3,000万円	【障がい者】40万円 【正規雇用者】30 万円 【その他雇用者】10万円 交付限度額 3,000万円 ※同じ